

- 「子どもに対する暴力撲滅行動計画」は、関係府省庁が連携し、子どもに対するあらゆる形態の暴力をなくすため、2021年8月に、市民社会の意見や「子どもパブコメ」を通じて得られた子どもの声を踏まえつつ、関連する幅広い取組を取り纏め策定したもの。
- 本行動計画の実施、見直し改善していくことを通じ、持続可能な開発目標(SDGs)のターゲット16.2「子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する」の達成に寄与することを目指す。
- 本行動計画にある日本の取組を発信することにより、世界における子どもに対する暴力撲滅に向けた機運を更に高め、各国における子どもに対する暴力をなくすことにも貢献していく。
- 毎年、行動計画の実施状況を評価・モニタリングし、3年後を目処に見直しを行う。

行動計画概要

1 序論

- 子どもに対する暴力撲滅は、国際社会が一致して取り組むべき課題として、広く認識されている。SDGsターゲット16.2において、子どもに対する暴力撲滅が掲げられている。
- 本行動計画の見直し改善を通じ、SDGsターゲット16.2の達成を目指す。また、日本の取組を世界に発信し、各国における子どもに対する暴力をなくすことに貢献していく。

2 優先して取り組むべき課題

- 関係府省庁、有識者、市民社会関係者等で構成される「子どもに対する暴力撲滅円卓会議」にて、虐待、性的搾取等、いじめ、体罰が優先課題とされた。
- 本行動計画においては、新型コロナウイルス感染症による子どもに対する影響を踏まえた取組についても言及。

3 子どもパブコメ

- 子ども参加は、児童の権利条約の重要な柱の1つ。
- 日本ユニセフ協会とヤフー株式会社により、インターネット上で子どもを対象とするパブリックコメント(「子どもパブコメ」)を実施し、900以上の回答を得た。
- 回答者の7割が「暴力を受けたこと、見聞きしたこと」があると回答。
- 今後、関係省庁において関連する取組の検討を行う際には、「子どもパブコメ」で寄せられた意見を考慮する。

4 各分野における取組

(1) 虐待

- 児童虐待の発生予防のため、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援(健診や訪問を通じた養育環境の把握や支援、市区町村毎の支援拠点の設置、子育て中の親子が集える場の設置促進等)を実施。早期発見の取組(虐待等の通告義務、24時間対応のダイヤルの整備等)を推進。
- 児童虐待発生時の迅速かつ適切な対応の実施。
- 児童虐待を受けた児童の保護、家族再統合支援及び自立支援に関する取組(里親の開拓、特別養子縁組、家庭復帰の際の保護者支援、18歳到達後の子どもの自立支援等)を推進。

(2) 性的搾取等・性暴力

- 「子供の性被害防止プラン」(児童の性的搾取等に係る対策の基本計画)に基づく取組(性的搾取等事犯に対する取締りの強化と厳正な対応、矯正施設での性犯罪再犯防止指導等)を強力に推進。

(3) いじめ

- 被害児童等の精神的被害を回復するための支援等の取組を継続する。
- 「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」等に基づく措置の徹底のため、研修会実施、子どもが相談しやすい教育相談体制の充実等を推進。

(4) 体罰

- 学校での体罰防止のため、各種ガイドラインに基づく取組が徹底されるよう、周知徹底、フォローアップを実施。
- 家庭での体罰防止のため、体罰の範囲や体罰禁止に関する考え方等について周知を進めるとともに、民法の懲戒権の規定の在り方について検討を実施。

5 今後の行動計画の実施に関するマルチ・ステークホルダーの連携

- 毎年、本行動計画の実施状況の評価・モニタリングを実施。3年後を目処に見直し。